

別表 1

## 審査基準

本審査基準は、ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業において企画提案書を審査し委託候補者を選定するための審査基準である。

本審査基準表において、次の事項を共通事項とする。

- ① 審査基準日は令和6年7月11日とする。企業の実績については、審査基準日までの履行実績とする。
- ② 実績とは、本事業と同種又は類似する履行実績をいう。
- ③ 書面審査では、下記「1. 業務実施体制及び提案の新規性・ドローン評価の妥当性」の計35点により各審査員が書面審査する。審査員すべての当該評点が21点以上の提案をした者をヒアリング対象者として選定する。この場合、ヒアリング審査では下記「2. 社会実装の実現性及び県内ロボット産業の振興」により審査し、書面審査の評点と合算し審査点を算出する。最終的に各審査員の審査点を合計し、総合得点とする。
- ④ ヒアリング審査では下記について計100点により審査し、審査点を算出する。最終的に各審査員の審査点を合計し、総合得点とする。

### 1. 業務実施体制及び提案の新規性・ドローン評価の妥当性

	配点	加点率	得点	総配点
<b>業務実施体制</b>				<b>35</b>
人員体制や役割分担等が適切になされ、業務を円滑に進める体制が確保されているか	5	×2	10	
会社規模、直近の経済状況を鑑み、業務を実現できると認められるか	5	×1	5	
本事業と類似する事業の実績があり、本事業に活用できると期待されるか ※共同事業体の参加の場合は代表者の実績を評価する。	5	×1	5	
<b>新規性またはドローン評価方法の妥当性</b>				
【業務1】 提案のユースケース(事業モデル)に新規性があるか	5	×3	15	
【業務2】 低温・降雪環境におけるドローンの動作安定性について適切に評価できるか	5	×3	15	

2. 社会実装の実現性及び県内ロボット産業の振興

	配点	加点数	得点	総配点	
<b>業務実施方針</b>					
業務の目的及び内容が、本県の状況を踏まえ、明確かつ具体的に示されているか	5	×1	5	65	
事業期間中の実施計画が明確かつ妥当であるか	5	×1	5		
<b>事業モデルの提案</b>					
実施地域や実施場所の課題やニーズに対して、適切な解決方法が事業モデルとして明確かつ具体的に提案されているか	5	×2	10		
評価方法が適切であり、事業モデルの採算性や課題について評価できるか	5	×1	5		
実証実験の準備、実施方法が適切であり、本事業に相応しい内容か	5	×1	5		
<b>県内ロボット産業の振興</b>					
県内ロボット産業の振興に繋がる計画がなされているか	5	×2	10		
<b>経済性</b>					
持続可能であり、実サービスとして成立し得ると認められるか	5	×2	10		
<b>適格性</b>					
社会実装にあたり、本県が抱える社会課題の解決に資すると認められるか	5	×3	15		
<b>積算見積</b>					
提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には無効とする	-	-	-		